

第69期定時株主総会資料 (書面交付していない事項)

対処すべき課題

株式の状況

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

コーポレート・ガバナンスの取組み

株主資本等変動計算書

個別注記表

計算書類に係る会計監査報告

監査等委員会の監査報告

株式会社田中化学研究所

上記の事項は、法令および当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

対処すべき課題

当社の主たるマーケットである二次電池市場は、環境配慮や省エネを背景とした自動車のx E V化とともに市場が急拡大するとみられておりましたが、各国の補助金政策の縮小などの影響からとくにB E Vの需要拡大のスピードが失速、停滞局面となっております。

リチウムイオン電池に関して、民生用途は従来の携帯機器、電動工具や定置型蓄電池に加え、データセンター用バックアップ電源、農業機械や建設機械向けなど用途が拡大してきております。車載用途は自動車のx E V化にともないH E V、P H E V、B E V向けに中長期的に需要拡大が見込まれております。また、これらに使用される正極材料は航続可能距離、安全性や低コストなど求められる目的に応じてN C M（ニッケル、コバルト、マンガン）といった三元系やL F Pといった鉄系のものなど多様化しております。さらに当社の事業領域である三元系では材料に求められる顧客のニーズに変化があり、当社としても技術確立とともに段階的に製造対応を図っております。

ニッケル水素電池に関して、リチウムイオン電池に対して出力特性が高い、安全性に対する高い信頼性、市場での実績など特徴を生かし、引き続きH E V用途での使用が見込まれております。

このような市場環境の中、当社は中長期的な需要増に対応するため、数年かけてインフラを含めた設備増強投資と設備稼働に向けた組織人員体制の強化で、リチウムイオン及びニッケル水素電池向け製品の増産体制の構築に取り組んでおり、年間約5万トンの生産能力となっております。これらの生産能力を最大限に活用し、既存顧客への拡販及び新規顧客に対して供給体制の最適化を図り、設備の本格稼働へ向けて段階的に準備を行っております。また、生産性、品質安定性、設備負荷等を考慮した生産ラインの最適化を図ることでコスト競争力を高めた強靱な製造力の追求と使用原料の多角化を推進し、製品開発を含め顧客のニーズにそった適時的確な提案をしてまいります。

- ①顧客のニーズにそった適時的確な対応（技術及び製造対応での供給体制の確立）
- ②使用原料の多角化対応（リサイクル原料の活用と循環型社会への貢献）
- ③インフラ設備の経年更新・能力拡充へ向けての対応
- ④人的資本の拡充（優秀な人材の採用、人材の定着と省人化対策、人材開発、教育の充実化）
- ⑤上記課題対応のための資金確保

株式の状況（2025年3月31日現在）

- | | | |
|----------------|------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 普通株式 | 47,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 普通株式 | 32,533,000株 |
| (3) 株主数 | | 14,087名 |
| (4) 大株主（上位10名） | | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
住 友 化 学 株 式 会 社	16,407,200株	50.43%
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	699,000	2.15
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	460,000	1.41
株 式 会 社 福 井 銀 行	330,000	1.01
田 中 保	324,200	1.00
田 中 浩	300,000	0.92
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	295,172	0.91
住 友 生 命 保 險 相 互 会 社	210,000	0.65
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 投 信 口 ）	184,600	0.57
田 中 学	171,400	0.53

注. 持株比率は自己株式（1,253株）を控除して計算しております。

会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

注1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区別できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人の職務の遂行が法令、定款、社内規程及び社会倫理に適合すること（以下「コンプライアンス」という）を確保するための体制として、取締役会、社外取締役、監査等委員会、内部監査部門及びコンプライアンス委員会がそれぞれの機能を最大限に発揮しつつ相互に連携して目的の達成に努力する体制を基本としております。

- ① 取締役会は法令遵守のための体制を含む内部統制システムの基本方針を決定するとともに、定期的に整備状況の確認を行います。
- ② 取締役会には、監査等委員である取締役を含め複数名の社外取締役を継続して選任することにより、取締役の職務執行の監督機能の維持・向上を図ります。
- ③ 監査等委員である取締役は、取締役会など主要な会議に出席し、各々の有する経験及び知見に基づき種々の意見や提言を適宜行うとともに、内部統制システムの整備・運用状況を含め取締役の職務執行を監査いたします。
- ④ 内部監査部門は、監査を通じて各部署の職務の遂行のコンプライアンスが確保されていることを確認いたします。
- ⑤ コンプライアンス委員会は、コンプライアンス管理規程及びコンプライアンスに関する規程の制定、改廃に関する取締役会への付議、コンプライアンスに関連する取締役及び使用人の行動規範として「コンプライアンスマニュアル」の整備、配布及び研修実施等により、取締役及び使用人のコンプライアンス意識の維持・向上を図ります。また、取締役及び使用人がコンプライアンス違反の疑義のある行為等を発見した場合には、速やかにコンプライアンス委員会に報告される体制を構築しているうえ、通報者名の匿名性等が保障された社内外からの通報制度を設け、取締役及び使用人に対して制度利用の働きかけを強化しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、執行役員会議その他重要な会議の意思決定にかかわる情報、社長執行役員及び担当役員決裁その他の重要な決裁にかかわる情報を記録し、文書管理規程に従って保存・管理したうえ、必要な関係者が閲覧できる体制を構築しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営に関する重大な影響を及ぼすリスクを全体的に認識、評価、対応する仕組みを構築しており、リスク管理に関する規程等を運用し、平時における事前予防体制と有事における迅速な対応及び再発防止策を講じる体制のもと取組んでおります。
- ② 内部監査部門は、全社のリスク管理状況をレビューするため、各部署のリスク管理状況を監査し、定期的に執行役員、関連部長、常勤監査等委員である取締役及び取締役会に報告しております。

- ③ 当社経営におけるリスクのうち、収益に最も影響の大きい主原料価格リスクについては、原料部において価格リスクを持つ数量の把握を行う一方、経理部において包括的に状況を把握する体制のもと取り組んでおります。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、以下の職務権限、意思決定ルール及び経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図っております。

- ① 取締役会は、取締役の職務執行が効率的に行われるよう職務権限（取締役に對する権限委譲を含む）と意思決定ルールを関連社内規程に定め、権限と責任を明確にしております。これらの社内規程の改廃は取締役会の決定によります。また、業務の簡素化、組織のスリム化及びＩＴの適切な利用を通じて、業務の効率化を推進しております。
- ② 取締役会は、中期経営基本方針及び中期事業計画を決定し、毎事業年度において中期経営基本方針及び中期事業計画との整合性を持たせた年度事業計画を決定のうえ、その執行を監督いたします。

(5) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員会の求めにより、監査等委員会の職務を補助する使用人（以下「監査等委員会スタッフ」という）として適切な人材を配置いたします。

(6) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会スタッフの適切な職務遂行のため、監査等委員会スタッフは取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令を受けないものとしております。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する事項

取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、社内外からの通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他監査等委員会が職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について速やかに報告、情報提供を行うものといたします。

なお、執行役員（社長執行役員を含む）に関する内部通報があった場合には、コンプライアンス委員会及びその調査の独立性を確保するため、まず常勤監査等委員に相談し、指示を受けつつ、調査を進めることとしております。

(8) 内部通報制度に基づく通報をした者が当該通報をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社はコンプライアンス管理規程の下に内部通報細則を定め、内部通報制度に基づく通報をしたことを理由に不利な取扱いをしないことを定めております。

(9) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役が職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用または債務が当該取締役の職務の執行に関係ないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものいたします。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役と監査等委員である取締役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持つこととしております。
- ② 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員である取締役が必要と認めた重要な取引先の調査にも協力いたします。
- ③ 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員である取締役の職務の遂行にあたり、監査等委員である取締役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備するものとしております。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及びその整備状況

① 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、社会的秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、また不当な要求に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応することとしております。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力との関係を遮断する取組みを一層推進するため、対応統括部署を総務人事部と定め、不当要求防止責任者を配置するとともに社内体制の整備・強化を図っております。また、総務人事部を窓口として平素より所轄警察署及び外部専門機関などと連携することにより反社会的勢力の排除に向けた情報収集及び共有化に努め、社内への周知徹底及び注意喚起を行っております。

(12) 業務の適正を確保するための体制の当事業年度における運用状況の概要

- ① 取締役会を21回開催し、法令等に定められた事項や経営方針等の重要事項を決定いたしました。
- ② 内部監査部門は内部監査実施計画に基づき、財務報告に係る内部統制の評価及び業務監査を実施いたしました。
- ③ 法令等の遵守を徹底するため、取締役及び使用人を対象としたコンプライアンス研修を実施いたしました。

(13) 監査等委員会の監査の状況

監査等委員である取締役3名（うち社外取締役は2名）で組織する監査等委員会は、当事業年度において14回開催しております。個々の監査等委員の出席状況については、「2. 会社役員の状況 (3)②イ. 取締役会及び監査等委員会への出席状況」に記載の通りです。

監査等委員会では、監査報告書の作成のほか、会計監査人の報酬について同意や再任についての決議等、法定事項等についての審議と決議を行っております。また、業務監査として内部統制システムの整備運用状況、不正行為や法令・定款違反の状況、経営計画の取組状況等についての調査、確認を実施しております。

また、監査等委員の活動として、毎月定例的に監査等委員会を開催し、主要な社内会議への出席、稟議決裁書類閲覧等による経営情報への十分なアクセスを確保することなどにより、経営に対する監督、牽制機能の強化を図っております。

コーポレート・ガバナンスの取組み

当社は、株主の皆様をはじめとした様々なステークホルダーの利益に適うようにすることが、コーポレート・ガバナンスの基本であると認識しており、これを実現するため、「意思決定の迅速化」「企業行動の透明性の確保」「アカウンタビリティの充実」に取り組んでおります。

- (1) 当社は継続的な企業価値向上を具現化していくために、コーポレート・ガバナンスの強化が必要であると認識しており、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築しております。
- (2) 当社は、コーポレート・ガバナンス強化の一環として内部統制システムの整備・強化に取り組んでおります。
- (3) 当社は2名の社外取締役（監査等委員である取締役を除く）を選任しており、また、監査等委員である取締役3名のうち2名が社外取締役であることから、独立性の高い社外取締役による会社経営の監視が可能な体制となっております。
- (4) 経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するために、機関設計として監査等委員会設置会社を採用するとともに、執行役員制度を導入し、業務執行の迅速化を図っております。
- (5) 取締役候補者の指名・報酬等に関し社外取締役の適切な関与・助言を得るべく、取締役会の諮問機関としての指名報酬委員会を設置・活用することにより、統治機能の更なる充実を図っております。
- (6) 当社と親会社グループとの取引の公正性及び透明性を確保するとともに、当社の少数株主の利益の保護に資することを目的として、取締役会の諮問機関として社外取締役全員で構成する社外役員審議委員会を設置しております。

注. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				特別償却準備金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	9,155	6,662	6,662	102	1,263	1,366
当 期 変 動 額						
特別償却準備金の取崩				△26	26	－
剰 余 金 の 配 当					△130	△130
当 期 純 損 失					△257	△257
株 主 資 本 以 外 の 項目の当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	△26	△361	△387
当 期 末 残 高	9,155	6,662	6,662	76	901	978

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当 期 首 残 高	△2	17,181	52	52	17,234
当 期 変 動 額					
特別償却準備金の取崩		－			－
剰 余 金 の 配 当		△130			△130
当 期 純 損 失		△257			△257
株 主 資 本 以 外 の 項目の当期変動額(純額)			△4	△4	△4
当 期 変 動 額 合 計	－	△387	△4	△4	△392
当 期 末 残 高	△2	16,793	47	47	16,841

<個別注記表>

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等
以外のもの
- ・ 市場価格のない株式等

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
移動平均法による原価法

② 棚卸資産

- ・ 製品・仕掛品・原材料
- ・ 貯蔵品

月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建 物	7年～50年
機械装置	2年～12年

② 無形固定資産（ソフトウェア）（リース資産を除く）

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額から年金資産額を控除した金額を計上しております。なお、年金資産が退職給付債務を超過した場合には、その超過額を前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

製品の販売に係る収益は、主に製造による国内及び海外への販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該国内への販売における履行義務は、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、製品を引き渡した時点または顧客が製品を検収した時点で収益を認識しております。ただし、一部の取引については出荷時点で収益を認識しております。また海外への販売における履行義務は、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、貿易条件に基づき製品を船積した時点で収益を認識しております。なお、約束された対価は履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性が有る項目は以下のとおりです。

二次電池事業に関する固定資産の減損損失の認識の要否

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度において、主要顧客の増産時期の後ろ倒しや、一部顧客の破産手続開始により、当初想定していた販売量から大幅に減少したことに加え、関連する棚卸資産の評価損失を計上したことにより、営業損失を計上しております。さらに、製品に求められる顧客のニーズに変化があり、技術確立及び段階的な製造対応が必要となっております。これらの状況より、当事業年度において、経営環境の著しい悪化が認められたことから、減損の兆候があると判断し、減損損失の要否について検討を行いました。その結果、割引前将来キャッシュ・フローが有形固定資産の帳簿価額16,806百万円を超えると判断されたため、減損損失は計上しておりません。

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社の有形固定資産は、福井事業所の二次電池事業（単一セグメント）に関するものであり資産グループも単一グループとして認識しております。

減損の兆候があると認められ、当該事業から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い金額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

また、当事業年度の将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会で承認された中期事業計画を基礎としており、既存顧客への拡販や、新規顧客の獲得による販売数量の増加を見込んでおります。

こうした予測は事業環境の変化により影響を受ける可能性があることから不確実性を伴い、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	514百万円
土地	1,125
投資有価証券	70
計	1,710百万円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	300百万円
長期借入金	300
計	600百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 23,568百万円

(3) 当事業年度において国庫補助金の受入れにより圧縮記帳を行った額

建物	163百万円
機械装置	931
計	1,095百万円

固定資産にかかる国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額

建物	719百万円
構築物	12
機械装置	3,660
車両運搬具	2
工具器具備品	53
ソフトウェア	0
計	4,449百万円

(4) 電子記録債権譲渡高 152百万円

(5) 財務制限条項

(2017年3月28日契約)

株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（借入残高600百万円）及びコミットメントライン契約（借入残高一百万円）には、次の財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合には、期限の利益を喪失する可能性があります。

2017年3月以降に終了する各年度の決算期の末日における借入人単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における借入人単体の貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。

本契約締結日以降、全貸付人の貸付義務が終了し、かつ借入人が貸付人及びエージェントに対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、住友化学株式会社の借入人に対する出資比率が50.1%以上に維持されるようにすること。

(2020年1月28日契約)

株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（借入残高7,200百万円）には、次の財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合には、期限の利益を喪失する可能性があります。

2020年3月以降に終了する各年度の決算期の末日における借入人単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における借入人単体の貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。

本契約締結日以降、全貸付人の貸付義務が終了し、かつ借入人が貸付人及びエージェントに対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、住友化学株式会社の借入人に対する出資比率が50.1%以上に維持されるようにすること。

(2021年6月30日契約)

株式会社三井住友銀行を幹事とする当座借越契約（借入残高900百万円）には、次の財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合には、期限の利益を喪失する可能性があります。

2021年6月以降に終了する決算期の末日における借入人単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における借入人単体の貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上を維持すること。

本契約締結日以降、貸付人の貸付義務が終了し、かつ借入人が貸付人に対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、住友化学株式会社の借入人に対する出資比率が50.1%以上に維持されるようにすること。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金及び住友化学グループのグループファイナンス等に限定し、また、資金調達については増資、銀行借入及び住友化学グループのファイナンスによる方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の商取引管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を年度毎に把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握し、当該企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である電子記録債務、買掛金並びに未払金、設備関係電子記録債務は、1年以内の支払期日です。

営業債務、未払金、設備関係電子記録債務、借入金及びリース債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、資金担当部門が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額1百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、電子記録債権、売掛金、グループ預け金、電子記録債務、買掛金、未払金、設備関係電子記録債務、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似すること、リース債務は重要性が乏しいため、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (百万円) (* 1)	時価 (百万円) (* 1)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券 その他有価証券	92	92	—
(2) 長期借入金(* 2)	(7,800)	(7,800)	—

(* 1)負債に計上されているものについては、() で示しております。

(* 2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	92	－	－	92

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	7,800	－	7,800

注. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は変動金利のため市場金利を反映し、信用状態が借入後大きく変化していないことから時価簿価が近似していると考えられるため当該帳簿価額によっております。当該借入金はレベル2の時価に分類しております。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別内訳

繰延税金資産	
売掛金	627百万円
棚卸資産	424
賞与引当金	53
未払法定福利費	8
未払事業税	13
ゴルフ会員権評価損	9
減価償却超過額	276
減損損失	77
資産除去債務	10
税務上の繰越欠損金	602
その他	9
繰延税金資産小計	2,112百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△602
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,510
評価性引当額小計	△2,112百万円
繰延税金資産合計	－百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△78百万円
その他有価証券評価差額金	△21
特別償却準備金	△34
その他	△0
繰延税金負債合計	△135百万円
繰延税金負債の純額	△135百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.46%から31.36%に変更し計算しております。

この変更による計算書類への影響は軽微であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	住化ファイナンス(株)	—	資金の預入	資金の預入	3,300	グループ預け金	3,300
				資金の払戻	6,000		

注. グループ預け金の金利につきましては、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

主たる地域市場	
日本	29,414
アジア	6,082
欧州	1,000
外部顧客への売上高	36,497
主要な用途	
リチウムイオン電池	
車載用途	27,563
民生用途	1,007
ニッケル水素電池	
車載用途	5,151
その他	2,774
外部顧客への売上高	36,497

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 517円70銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △7円93銭 |

11. その他の注記

(退職給付会計)

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度を採用しております。
確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	777百万円
勤務費用	83
利息費用	12
数理計算上の差異の発生額	△71
退職給付の支払額	△36
退職給付債務の期末残高	764百万円

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	1,015百万円
期待運用収益	23
数理計算上の差異の発生額	△36
事業主からの拠出額	84
退職給付の支払額	△36
年金資産の期末残高	1,050百万円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	764百万円
年金資産	△1,050
	△286
未認識数理計算上の差異	34
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△251百万円

退職給付引当金（△は前払年金費用）	△251百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△251百万円

④ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	83百万円
利息費用	12
期待運用収益	△23
数理計算上の差異の費用処理額	－
確定給付制度に係る退職給付費用	71百万円

⑤ 年金資産に関する事項

(a) 年金資産の主な内訳

債券	32%
株式	35
一般勘定	24
その他	9
合計	100

(b) 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率2.33%

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

株式会社田中化学研究所
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人
北陸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 渡 辺 直 人
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 牧 野 敏 幸

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社田中化学研究所の2024年4月1日から2025年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第69期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当社の内部監査部その他内部統制所管部署と連携のうえ、取締役会、執行役員会議、部長会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 財務報告に係る内部統制について、取締役及び内部監査部並びに会計監査人である有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2025年5月12日

株式会社 田中化学研究所 監査等委員会

取締役監査等委員（常勤） 山 林 稔 治 ㊞

独立社外取締役監査等委員 井 上 毅 ㊞

独立社外取締役監査等委員 藤 井 宏 澄 ㊞

以 上